

■ 翻 訳 ■

ナッソー協約・侯爵法・皇室典範

—— リュクサンプールと日本の対話のための序説 ——

リュック・ホイシュリンク
(井上武史訳)

はじめに

- I. この種の法源の起源はドイツなのか
 - II. 中世ドイツにおける Fürstenrecht の諸起源：概略
 - III. 啓蒙主義思想との（破滅的な！）接触後における Fürstenrecht の運命
 - IV. 19世紀から21世紀まで継続したリュクサンプール王室法の驚異
 - V. ナッソー＝リュクサンプール侯爵法の再登場と危機：2011年以後
- 結語：今後の研究への視角

はじめに

【1】 私は、日本からはるか遠いリュクサンプール大公国という小さい国から来ました。私は皆さんに、リュクサンプール大公国に特有のある対象についてお話したいと思います。その対象はリュクサンプール憲法のアイデンティティーに不可欠な要素ですが、それにもかかわらず、その検討はより広い範囲の人々の関心に応えるものです。というのも、当該対象は立憲主義の主要部分を明らかにするものだからです。我々はこの対象の一般的な概略をつかむとともに、私が案内するこの知的な旅において、かつての日本と現在のリュクサンプールという時間も空間も超えた両者の間に、いくつかの驚くべき類似点があることを発見するでしょう。これを行うにあたり、私は共通の問題状況（ある類型の法源が存在すること）に関して、先ずリュクサンプールの事例を紹介し、次いでそれを歴史的・地理的な文脈（ドイツ型侯爵法（Fürstenrecht）の大きな影響）に位置づけ、最後にそれを行うにふさわしい慎重さでもって（私は日本法の専門家ではありません）、日本と比較した場合のいくつかの特徴を示すことにしたいと思います。日本については、議論の際又は後ほど再び取り上げられ、補足や訂正が行われることを望んでいます。

【2】 この対象の中には、研究者を直ちに困らせるような側面があります。それは、当該

対象の性格が比較的に秘儀的で、おぼろげで、不可解であるからです。それは、立憲主義が知らない側面です。それは何より先ず、リュクスンブルで知られていません。このことは一見したところ、たいへん逆説的です。上記の側面が、リュクスンブル憲法のアイデンティティーを刻印するものであるにもかかわらず、知られていないのです。すべての人にというわけではありませんが、少なくとも大多数の人々、さらにはリュクスンブルの多くの法律家や政治家にも知られていない側面なのです。この対象は一般的な憲法書や国家・憲法の一般理論の著作においてもまったく扱われず、無視されています。この種の書物において、すでに君主制はほとんど忘れられた対象となっています⁽¹⁾。この対象はもはや、憲法の定義および憲法法源に言及する際に間接的に取り上げられるに過ぎません。しかし、君主制諸国（正しくは、幾つかの君主制国）において、この法対象は過去に非常に重要な役割を果たしており、また現在でもその役割を果たし続けていることがあります。リュクスンブル大公国の場合は、まさにこれにあてはまります。

【3】 その対象とは何なのでしょう？ 問題となっている対象とはある法源（source du droit）のことであり、リュクスンブルの議論ではしばしば「ナッソー協約」（一部不正確ですが）と呼ばれる、1783年6月30日ナッソー協約のことです。この対象の輪郭をさらに明らかにするためには、19世紀ドイツの「Fürstenrecht（侯爵法）⁽²⁾」あるいは「Hausrecht（家法）」「Hausgesetze（家法律）⁽³⁾」という一般的呼称を用いるのがよいでしょう。それゆえ、リュクスンブルにとってこの対象は、リュクスンブル・ナッソー侯爵法ということになります。私はあえてドイツの用語を使います。というのも、後述のように、リュクスンブルに関する限り、この法源の起源は中世ドイツに、つまり神聖ローマ帝国に見出すことができるからです。フランス語では、「droit princier（王室法）」という言葉で

(1) たとえば、比較憲法に関する最近の2つの体系書を参照せよ。M. Rosenfeld, A. Sajo (dir.), *The Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law*, OUP, 2012 ; M. Troper, D. Chagnollaud (dir.), *Traité international de droit constitutionnel*, Paris, Dalloz, 2 vol. 2012. これらにおいて、君主制やそれ特有の問題にもっぱら焦点をあてた論稿は存在しない。

(2) 19世紀のリュクスンブルの法律家たちが共通して用いていたフランス語訳は、「droit princier」であった。基本的な概観を得るためには、以下の文献を参照のこと。H. Schulze, « Das deutsche Fürstenrecht in seiner geschichtlichen Entwicklung und gegenwärtigen Bedeutung », in F. von Holtzendorff (dir.), *Encyclopädie der Rechtswissenschaft in systematischer Bearbeitung*, 5^e éd., Leipzig, Duncker & Humblot, 1890, vol. 1, p. 1351-1376 ; H. Schulze, *Die Hausgesetze der regierenden deutschen Fürstenhäuser*, t. 1, Manke, Jena, 1862 ; t. 2, Fischer, Jena, 1878 ; t. 3, Fischer, Jena, 1883 ; H. Rehm, *Modernes Fürstenrecht*, München, Schweitzer, 1904 ; B. Albers, *Begriff und Wirklichkeit des Privatfürstenrechts*, Schöling, Münster, 2001 ; D. Gottwald, *Fürstenrecht und Staatsrecht im 19. Jahrhundert. Eine wissenschaftsgeschichtliche Studie*, Frankfurt, Klostermann, 2009.

(3) 18世紀にまでさかのぼるこの語のフランス語訳は、「loi domestique」であった。この語はまた、「droit/loi de la maison（家法／家法律）」（あるいは王室法／王室法律（droit/loi de la maison princière））と訳出することもできるのであろう。また、「droit interne」（droit interne à la famille princière）と呼ぶものは皆無である。この訳語は、当該法が王族構成員のみに関係することを示唆する（そして、これは誤りである）とされたため、避けるべきものとされた。

用いることにしましょう。かつて日本も1889年の旧憲法体制において、これに極めて近いかおそらく同じ法源をもっていました。それは、皇室に関する法律、すなわち「皇室典範」です。当時の日本の学説が他の用語（あるいは一般的呼称）を用いていたかどうか、私にはわかりません。この法の存在は、1889年憲法2条によって承認されていました。同条は、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承スル⁽⁴⁾」と定めていました。類似の度合を判断するためには、天皇が勅定したこの法の技術的な諸要素を注意深く調べる必要があるでしょう。すなわち、皇室典範の内容は何であるか、この法は公布されたのか、同法に大臣が副署したのか、同法は規範段階のどこに位置づけられるのか、という問題です。この分析に取り掛かるための手がかりは、当該制度の起源を尋ねることにあります。この制度は、侯爵法の祖国であるドイツからの輸入物なのでしょうか？

〔訳者注：この「はじめに」のみ口語体を用い、以下は文語体で訳出する。〕

I. この種の法源の起源はドイツなのか

【4】 比較法学で実際に提起されている重要な問題は、天皇が勅定した皇室典範の存在がドイツ・プロイセンの影響が非常に強かった明治期での法継受に由来するのだからである。考えられる手がかりとしては、次の2つがある。それは、皇室典範の内容がドイツの様々な王室法の内容と類似していること、また、1889年の日本憲法2条の構造と1850年1月31日プロイセン憲法の有名な53条⁽⁵⁾の構造が酷似していることである。これと対置されるのは、皇室の家法はより以前から存在する固有の制度であるとする立場である。前者の場合、日本とリュクスンブルクの相対的な類似点は、むしろ共通の着想源の存在によって説明されるであろう。後者の場合、その並行関係が問題となるであろう。起源に関する同じ問題は、タイについても生じるであろう。タイにも仏暦2467年（西暦1924年⁽⁶⁾）に採択された「王

(4) 私は、インターネット・サイト（下記サイト）で利用できる1889年憲法のフランス語版に従い、引用を行っている。 <http://mjp.univ-perp.fr/constit/jp1889.htm>

(5) «Die Krone ist, den Königlichen Hausgesetzen gemäß, erblich in dem Mannsstamme des Königlichen Hauses nach dem Rechte der Erstgeburt und der agnatischen Linealfolge.» 同条の仏訳：「王室に関する法律に従い、王位は、父系の長子の原則にのっとり、王族の男性子孫が世襲する。」

(6) 同法の公式英訳は、「Palace Law on Succession, B.E. 2467(1924)」である。同法は絶対主義体制下の1924年に、タイ国王によって採択された。同法の現在の地位は、2007年憲法22条で規定されている。第22条：「第1項 第23条の規定に基づき、王位の継承は、仏暦2467年（西暦1924年）王位継承法に適合しなければならない。第2項 王位継承法の改正は、国王の専権とする。国王の発案に基づき、枢密院が王位継承法の改正案を起草し、裁可のために国王に上奏する。国王が改正案を承認し、署名を行った場合、枢密院議長は国会に周知するために国会議長に通知しなければならない。国会議長は勅書に副署するものとし、改正王位継承法は、官報に掲載されたときから効力を有する」。憲法条文については、下記サイトを参照。

<http://www.constitutionalcourt.or.th/>

位継承法」という、近似した制度が存在する。一般に、この種の王室法がすべての君主国に存在するわけではないことを知る必要がある。そうした制度は、いくつかの君主国にしか存在しない。いくつかの例を挙げてその起源を探究する前に、この種の法源の顕著な特徴について一言述べておきたい。

【5】 第1の基準は、手続である。王室法は、国王が内部的に、しかも他の王族の合意の有無にかかわらず、秘密裏に（官報で公示されることなく）勅定される法である。民主的システムによって組織された他の国家機関はまったく関与しないか、あるいは単に副次的な事柄にだけ関与するかの何れかであり、そして、当該機関の関与がないために、この特殊な法源は法律や命令という良く知られたカテゴリーに位置づけることができない。この境界界定は、とりわけ次の2つの問題に関して決定される。それは、大臣の副署があるか、そして法令の認可という方法での議会の関与があるかである。

【6】 第2の重要な基準は、対象である。王室法は、国家および王家の存在のための重要事項に関わる。君主制では、子の出生又は婚姻の場面で典型的に見られるように、2つの要素が入り組んでいることが看取される⁽⁷⁾。それは、（今日の概念でいえば）王家の私的行為は同時にすぐれて公的で、国家的な行為でもあることである。というのも、当該行為は潜在的に将来の国家元首の指名に関わるからである。この種の法において、国家の事柄と王家の事柄とにまたがる領域を規律するルールは、国家が定めるのではなく、王家又は王室（これらは元首を通じて行為する）が定める。ドイツの「Fürstenrecht（侯爵法）」の伝統では、この法源は王位継承のルール、摂政の方法、王族の婚姻、嫡出子の指定、養子、民事身分（氏名、称号など）、王家（又は王室）および王族の財産、王族が遵守すべき規律制度などの重要事項に関するルールを定めている。普段用いられる区分に照らしてみれば、王室法は公法的側面と私法的側面の2つを合わせ持っているということができであろう。正確に言うと、王室法は、2つの領域の区分をしていない。当該区分は王室法には関係ないことであり、外部から強いられるものである⁽⁸⁾。この種の法源を通じて、君主の役割と権限のイメージが浮かび上がるであろう。そしてそのイメージは、国家元首が象徴と看做されるに過ぎず、元首に規範制定権が一切認められないという民主政君主国で語られる通俗的イメージとは、異なるであろう。

【7】 それでは、君主制の国々でこの種の法源をもつのはどこであろうか？ すでに示したように、それはすべての君主国に存在する制度ではない。この制度が見られなかった、あるいは現在見られない国々の中で有名なのは、イングランド／イギリス、ベルギー、オランダ、スカンジナビア諸国、かつての王政時代のフランスなどである。この種の法源

(7) Voir L. Heuschling, « Le Fürstenrecht et les mariages princiers au sein de la maison grand-ducale de Luxembourg », *Journal des tribunaux. Luxembourg*, numéro d'août 2012, à paraître. (La revue est disponible via la banque de données Stradalex).

(8) Voir D. Gottwald, *Fürstenrecht und Staatsrecht im 19. Jahrhundert. Eine wissenschaftsgeschichtliche Studie*, Frankfurt, Klostermann, 2009, chap. 2.

をもつ国の中でまず挙げることができるのは、ドイツのかつての君主国（プロイセン、バイエルン、ヘッセン、バーデン、ザクセン、ハノーファー、オルデンブルク、オーストリア帝国、過去および現在のリヒテンシュタインなど）、ナポレオン帝政下のフランス、かつての大日本帝国、ロシア帝政、バルカンのかつての君主制諸国、モナコ公国、デンマーク（19世紀）、そして、リュクスアンプル大公国である。多くの場合、この種の法源の存在はドイツの影響と結びつけることが可能であり、そのモデルとなっているのはドイツのFürstenrechtのシステムである。上記の国々の中でドイツの影響が見られるのは、ロシア帝政、デンマーク、リヒテンシュタイン、リュクスアンプルである。実際、中世および19世紀初頭において、リュクスアンプルは政治的にドイツ（神聖ローマ帝国とその後のドイツ連邦）の一部を成していた。1815年からリュクスアンプルを統治したナッソー家（ナッソー＝オランジュ家（1815-1890年）、ナッソー＝ヴァイルブルク家（1890年以降）、現在のリュクスアンプル＝ナッソー家）は、もともとドイツを起源としている。

II. 中世ドイツにおける Fürstenrecht の諸起源：概略

【8】 そこで、このドイツの伝統に話題を向けよう。その伝統は、どのようにして生まれたのか？ Fürstenrechtの構成原理は、「自治」（ドイツ語では「Autonomie」、あるいは「Selbstgesetzgebung」）の原理である。この法分野は14世紀以降に神聖ローマ帝国の内部で生まれた。それは、帝国内の貴族（ナッソー家の貴族たち）が、当時、一般人と支配王朝の両方に適用されていた通常私法規範への服従を拒んだときに生まれた。重要なのは、政治権力と不動産の移転の問題であった（この2つは区別できないのであり、これが政治権力という財産の特性である）。王位を継承する男性王族間での平等（このことは、王の死亡の際に、男性子孫の間で王国の分裂を、それゆえ政治権力の細分化を招来するであろう）を定める通常の相続法規範の適用を回避するため、諸々の家系は相続およびそれに関連する「家の事柄」に関する例外法又は特別法（Sonderrecht）の発布権限を皇帝から篡奪したか、あるいは同権限を皇帝に承認させた。国家という財産を考慮すれば、当時、王族の「内部」事柄とされるものの定義は広範で、それが今日では「公事」とされる事柄を含んでいることを明確にしておかなければならない。このようにして、王室法という法領域又は王室法は生まれた。それは18世紀末に「Privatfürstenrecht（侯爵私法）」と命名されるまでは様々な名称を与えられていたが、その後19世紀には「Fürstenrecht（侯爵法）」あるいは「Hausrecht/Hausgesetze（家法／家法律）」と呼ばれるに至った。

【9】 王室法のキーワードは、「王族の繁栄（*splendor familiae*）」である。同法の目的は、家系の権力と威厳を高めることである。この法は一般に、以下の事柄に関係する。それは、王族（又は王家）の構成、正統な系譜の確定、氏名・称号・紋章の割当て、戸籍登録の管理、女性子孫・配偶者・未亡人の地位、王家の婚姻⁹⁾、離婚、養子、様々な種類の資産（王家の集合財産および完全に個人的な財産）、王家の資産管理（不分割、不可譲、継出処分など）、王位継承、摂政、後見、他の王族に対する家長の規律権（社交の制限、外国への旅

行、外国滞在、外国での職業取得の制限、子の教育など)、「家事審判」あるいは刑罰に関する内部規則(極めてまれに外部に公表されることがある)、そして、この法を制定する規範である。この法はまた、王族だけでなく外部の人間を名宛とする規範を定めることもある。その意味で、この法を「内部」法と性格づけるのは、不正確である。

【10】 これらの規範は、王家の家長が制定するが、多くの場合父系の男性王族(agnat)の同意を得ている⁽¹⁰⁾。神聖ローマ帝国下では、皇帝がこれらの規範を「有効化」することが慣用的に行われていた。近代以前の議会での審議でこれらの規範が承認されることは、極めてまれであった(反証としては、オーストリアのハプスブルク家の1713年「Pragmatische Sanktion」の例がある)。大臣副署の添付もほとんど行われなかった(例:1783年ナッソー家協約)。それらは公布されないことも多かった(当時の議論によると、「内部の事柄」は人民に関係しないとされた)。

Ⅲ. 啓蒙主義思想との(破滅的な!)接触後における Fürstenrecht の運命

【11】 1789年に登場した新たな諸観念(国民主権、人権など)によって、ドイツを含む旧体制(アンシャン・レジーム)の諸々の根拠が脅かされたため、19世紀初頭以降、Fürstenrechtは存亡の危機に直面した。

【12】 哲学の次元において、Fürstenrecht の伝統と新たな啓蒙主義の理念との間で、多くの矛盾が明るみになる。

1. 憲法制定権力(たとえば、シイエスのそれ)という新たな民主政理論の論理によると、(政治秩序を創設する役割を与えられている)制憲者が王位継承ほどの枢要で敏感な問題に判断を下さないということは考えられない。王位継承が王室の裁量にゆだねられることはありえない! そのルールは、憲法又は少なくとも議会制定法律で定められなければならない。
2. 議会がすべての市民に対する私法規範を定めるのに、王室は例外法を享受することができ、さらに自らその根本規則を定められると考えるだろうか? これは、代表民主制の理念に反する。すなわち、国民を代表するのは議会なのであり、その議会が全国民に対して法律を制定するのである。
3. 国家の事柄に関係するにもかかわらず、もっぱら王家だけが知ることのできる秘密法というものは、啓蒙主義者が強固に主張した公示性(publicité)の理念に反する。
4. 「家系の繁栄」を目指すものであるため、Fürstenrecht はしばしば、家系の集合利

(9) 家系からの排除および王位と財産を相続するあらゆる権利の喪失を免れるには、家長は王家の他の王族の婚姻に許可を与えなければならない。当該審査に関する有名な条件の一つは、「Ebenbürtigkeit」の基準である(配偶者は「同じ家柄」であり、「同等の地位」になければならない)。この基準は、ドイツの Fürstenrecht の伝統の特殊性の一つであり、これは、法的な障害としてはいかなる基準も存在しない他の君主制国(フランス、イングランド)と対照をなす。

(10) 「agnat」という言葉は、家系の開祖者(男性)の直系の男性子孫を意味する。

益の名のもとに、王族の権利と自由を犠牲にしてきた⁽¹¹⁾。このことは、以下の根本的な問題を提起する。すなわち、王家の一族もまた憲法および民法が保障する権利と自由を享有するのか⁽¹²⁾、彼らは「市民」なのか、そして、彼らは民法に服するのか、という問題である。

【13】 実体法レベルで生じる問題は、1789年の新たな理念に方向づけられた法システム全体（国家法秩序）によって、依然として「サブシステム」としての王室法がどの程度まで承認されるのかである。

【14】 19世紀ドイツの君主制諸国では、新たな理念の登場にもかかわらず、憲法さらには法律の制定に対する君主の影響は大きく、このため、王室法の自律性は常に保護されてきた。19世紀ドイツの君主制諸国において、Fürstenrecht が完全に廃止された国はなかった。実際に議論になったのは、帝国が課す制約の範囲であった。特に自由主義的な諸国（とりわけ南ドイツのバイエルン、ヴュルテンベルクなど⁽¹³⁾）では、相続および摂政のルールを制定する特権が憲法によって王室法から削除され、それらのルールは以後、憲法で規定されている。逆に、私法（資産、戸籍、婚姻など）に属するその他の事柄については、王室法の自律性が維持された。特に自由主義的な諸国の制度では、王室のルールは議会の承認を得る必要がある（しかし、憲法典で規定されていることは稀である⁽¹⁴⁾）。多くの場合、憲法じしんが、相続を含むすべての伝統的な領域において、王室法の自律性を確保している（例：プロイセン）。連邦および邦の立法者はまた、通常民法および特にドイツ新民法（BGB）の適用領域から諸々の王家を除外する措置を定めている。このように、ドイツに

(11) そのようなものとして、たとえば、婚姻、外国旅行、交友、子女の教育などについて、家長が他の王族に対して課す規律制度が挙げられる。さらに、相続に関する平等原則違反の問題がある。すなわち、長子だけが王位のみならず、家系のすべての財産を承継し、それらの財産は他の子らには配分されない。

(12) 19世紀ドイツで肯定的に応答するものとして、リベラル憲法学者として有名な Robert von Mohl の見解を参照。*Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg*, 2^e éd., Tübingen, Laupp, 1840, t. 1, p. 271. (王族もまた権利と自由を享有する市民である。例外規定は限定的に解釈されなければならない)。否定的に応答するものとして、保守派憲法学者の Hermann Rehm の見解を参照。*Modernes Fürstenrecht*, München, 1904, p. 377 s (王家の構成員は、公務員、軍人、その配偶者と子供などの身分と同じく、特別な職務によって正当化される反面、自由へのあらゆる制約を正当化する「特別権力関係 (besonderes Gewaltverhältnis)」に、すなわち「特別の規律制度」に服する)。「特別権力関係」とは、ドイツ行政法において1970年代まで用いられていた概念である（監獄、学校、公務員等に関して）。当該者は、行政の領域に入ることによって、権利と自由を剥奪される。例えば、下記を参照。H. Maurer, *Allgemeines Verwaltungsrecht*, 18^e éd., München, Beck, 2011, p. 135 ss.

(13) バイエルン王国憲法（1818年5月26日）、ヴュルテンベルク憲法（1819年9月25日）、ヴェストファーレン公国憲法（1832年10月12日）、ハノーファー王国憲法（1840年8月6日）、ザクセン王国憲法（1831年9月4日）、バーデン大公国憲法（1818年8月22日）。ドイツおよび外国で採用された解決法の分類については、下記の私の著書を参照。L. Heuschling, *Le Pacte de Nassau, le Fürstenrecht et la hiérarchie des normes*, à paraître, chap. 4.

(14) Voir par ex. la Constitution du Royaume d'Hanovre du 26 septembre 1833, § 11 et le § 26.

において、Fürstenrecht の大部分は、1918-1919年の革命およびヴァイマル共和国まで存続し、ヴァイマル共和国において君主制諸国および君主制にかかわる諸制度が廃止された。

【15】 他の国も一瞥してみよう。たとえば、デンマークである。絶対主義の下、デンマーク王フレデリック 3 世は、有名な1665年 *Lex Regia*（デンマーク語では「Konge-Lov」）を公布した。ところが、デンマークの最初の近代憲法である1849年憲法は、一定の制限の下でしか王室法の自律性を認めなかった。たとえ、国王が単独で私法上の諸事項（王族の婚姻に関する国王の同意、親王および内親王の家長の権威に対する服従）に関して「家法 (*loi domestique*)」（デンマーク語では「Huslov」）。これは、ドイツ語の「Hausgesetze」の翻訳である）を常に発布することができるとしても、*Lex Regia* が規定する王位移転に関するルールを変更するためには、議会の同意（投票総数の 4 分の 3 の多数による同意）が必要である。これ以降、王位継承法は次第に家法 (*loi domestique*) の性質を失い、通常の憲法改正手続で変更される憲法法律 (*loi constitutionnelle*) へと変質した（これが現在の状況である）。家法 (*droit domestique*) がより民主的な方向に変質した他の例を挙げてみよう。それは、日本である。1946年の新憲法（第 2 条）は、皇位継承順序を定める権限を通常の立法者に付与している。また立法者は、1947年の皇室典範において、皇室の内部事項を定めている。

IV. 19世紀から21世紀まで継続したリュクスンブル王室法の驚異

【16】 他の多くの君主制諸国では、この特別法源は完全に廃止されたか、あるいはその適用範囲や裁量の余地が縮減されているのに対して、リュクスンブル大公国において Fürstenrecht は、極めて特殊な諸状況によって、今日までその領域と伝統的性格を守り続けることができた。

【17】 国際公法が果たした役割が非常に大きかったため、19世紀のリュクスンブル大公国の状況はドイツの展開とは大きく異なっている。1815年、リュクスンブルはウィーン会議で集結した列強諸国の意向で奇跡的に復活したが、1815年のウィーン条約は他の諸条約と同様に、リュクスンブル国を支配するべき新たな王朝（ドイツを起源とするナッソー＝オランジュ家）を一方的に指定するとともに、Fürstenrecht という特別法源の制度をリュクスンブルに押し付けた。ナッソー家の内部では、まずこの王室法は他の家系との間での協約（1783年ナッソー家協約）において確立され、さらに他の成文規範又は不文規範によって同協約は補完された。このように、王室法は当初、列強の恩恵すなわち国際法の恩恵に与ったのである。

【18】 ところが、この点はリュクスンブルにとって重要である。19世紀以降、様々な政治アクター（君主および選良）によって、国際法が憲法を含むあらゆる国内法に優越することが合意された⁽¹⁵⁾。シイエスがかつて擁護した主権論者・革命論者の憲法制定権力の主張は、どこに行ってしまったのだろうか！ たとえば、1848年、ベルギー憲法⁽¹⁶⁾の着想を得てリュクスンブル国民が自らの手で極めて自由主義的な憲法を制定したとき、憲法制

定権者は自らが国際法上やウィーン条約上の諸要求に従うことを受け入れたのであり、それゆえ彼らは憲法3条において王室法の存在を、この場合は1783年ナッソー家協約の存在を承認したのだった。

1848年憲法3条：「大公の憲法上の権限は、1783年6月30日ナッソー家協約及び1815年6月9日ウィーン条約第71条に従い、オランジュ＝ナッソー王、オランダ王、リュクスンブール大公である、フレデリック・ジョルジュ・ルイ、ギヨーム2世の家系から継承する。⁽¹⁷⁾」

この第3条で示された基本構造（ナッソー家協約への言及）は、現行の1868年憲法3条に引き継がれている⁽¹⁸⁾。

1868年憲法3条：「大公国の王位は、1783年6月30日協約、1815年6月9日ウィーン条約第71条及び1867年5月11日ロンドン条約第1条に従い、ナッソー家が継承する」

王室法の存在は、国内法の他の規範でも確立されており、それらは現在でも効力を有する。

- － 1868年憲法第6条（摂政に関するもの）
- － 1868年憲法第7条（摂政に関するもの）
- － 1891年5月16日法律第1条（大公爵家の資産に係するすべて）⁽¹⁹⁾
- － 1907年7月10日法律第1条およびそれと関係する1907年4月16日 Familienstatut 第3条⁽²⁰⁾（「Hausverfassung」および王家の根本規則の細目に関するもの）

(15) 国際法の優位性は、1950年代以降リュクスンブールの裁判所が宣言し、しかも1917年にすでに確立していたのであるが（参照。P. Kinsch « Le rôle du droit international dans l'ordre juridique luxembourgeois », *Pasicrisie luxembourgeoise*, vol. 34, 2010, p. 399 ss), 実際のところ、国際法優位のパラダイムは、超国家的機構への国家の併合に関する19世紀の政治的論議で提起されており（ドイツ連邦、プロイセン関税同盟など）、そしてほとんど知られていないが、このことは王室法に関する憲法制定権者の議論にも登場していた（参照。L. Heuschling, *Le Pacte de Nassau de 1783, le Fürstenrecht et la hiérarchie des normes*, chap. 3, à paraître）。

(16) この伝説的な憲法は、しばしばリュクスンブール憲法史上のモデルとされている。一例として、G. Ravarani の以下の説明を参照。 http://www.forum.lu/pdf/artikel/4034_185_Ravarani.pdf。

(17) 1848年憲法の全法文は、以下の公式サイト Legilux で見ることができる（「Mémorial A」, 「Archives」の項目）。 <http://www.legilux.public.lu/leg/a/archives/1848/0052/index.html>

(18) Pour le texte : <http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/recueils/index.html#Constitution>

(19) *Mémorial A*, n° 28, 21.5.1891, p. 321. <http://www.legilux.public.lu/leg/a/archives/1891/0028/index.html>

(20) *Mémorial A*, n° 37, 11.7.1907, p. 441 s. <http://www.legilux.public.lu/leg/a/archives/1907/0037/index.html>

少なくとも19世紀までのリュクサンブールにおいて、王室法はこのように国際法と国内法という2つの基礎又は根拠をもっていた。この2つの法は相互に結びついている。国際法の確立が圧倒的でかつ著しかったので、国際法は条約優位の名において国内法の制定に影響を与え、さらに国内法が曖昧で限定解釈をする必要があるときは、その解釈にも影響を与えていた。こうして、19世紀の王室法の大部分は、あらゆる批判から保護されていた。【19】 さらに驚くべきことは、リュクサンブールの政治体制が民主化の強い圧力にさらされながらも、王室法はほとんど無傷に20世紀を生き延びることができたという事実である。第1次世界大戦後、君主制を廃止するために、路上での（小さな）動乱が始まり、社会自由主義の側からの様々な策動が目撃された。王室法がまったく変更されることなく存続できたことには、次の4つの要因がある。

1. 1917-1919年の危機の際に、国際法が再び楯としての役割を果たしたことである。当時、国は熱狂の状態にあり、議会下院の多数派である社会自由主義陣営は、抜本的な民主化改革に取り組んでいた（国民主権、普通選挙の宣言など）。しかし、君主制の廃止や共和制の宣言まで推奨する者はなかった⁽²¹⁾。これらの喧しい論争で、君主制と王室法を擁護する者たち（右派のカトリック政党）は、憲法改正を通じたあらゆる見直しを阻止するため、条約の優位性を利用した。
2. 1919年9月28日のレファレンダムの際、リュクサンブール国民は共和政の理念を拒否し、ナッソー家を国の元首として頂くことを承認した。
3. 1920年代から、王室法が存在を保護する様々な条約が失効した。王室法の自律性の根拠は、もはや国内法に求めるほかない（前記の列挙を参照）。それゆえ、王室法は国会議員や国内法令によって廃止又は変更される可能性があった。ところが、右派（カトリック保守主義、現在のキリスト教社会党）は、大公に関わるあらゆる憲法改正に反対した。こうして、大公の地位と権限は聖域とされた。
4. 激しい政治論議が再び起こり、ナッソー協約⁽²²⁾へと至った1907年以降、この特別法への認識が政治エリート、学説、そして言うまでもなく一般市民から少しずつ薄ら

(21) Voir le dossier « 1918-19 Une année de crises et de décisions » dans le n°112 (juin 1989) de la revue *Forum* <http://www.forum.lu/bibliothek/ausgaben/inhalt?ausgabe=108>

(22) 政治的論議については、以下を参照。Chambre des députés, *Projet de loi conférant force de loi au statut de famille de la Maison de Nassau du 16 avril 1907. Discussions et annexes*, Luxembourg, V. Bück, 1907. Pour le débat doctrinal : K. Binding, *Das Thronfolgerecht der Cognaten im Grossherzogtum Luxemburg*, Leipzig, Edelmann, 1900 ; H. Rehm, *Graf von Merenberg und die Nachfolge in das Nassauische Hausfideikommiss*, Tübingen, Mohr, 1908 ; J. Brincour, *Die Luxemburgische Thronfolge. Eine staatsrechtliche Studie*, sans éditeur, 1907 ; P. Laband, *Rechtsgutachten über die Ansprüche des Herrn Grafen v. Merenberg auf die Thronfolge im Grossherzogtum Luxemburg*, Strasbourg, 1907 ; H. von Frisch, *Die Rechte des Grafen Georg von Merenberg auf den Thron des Grossherzogtums Luxemburg. Rechtsgutachten*, sans éditeur, 1907 ; M. Silberstein, *Rechts-Gutachten betreffend die Successionsrechte des Grafen von Merenberg auf das Grossherzogtum Luxemburg*, 2e éd., sans éditeur, vers 1907.

いできた。この現象は、王室法のひとつが秘密であるという事実によって一層加速された。王室法の内容を唯一運用することができ、それを知ることができた裁判所が秘匿することで、王室法は忘却の彼方へと追いやられた。「Fürstenrecht」又は「droit princier」の言葉さえ、忘れられ知られなくなったという証拠がある。法学や公法・私法のどの教科書でも、もはや王室法が直接的・体系的に語られることはない。私は最近の著作において⁽²³⁾、法学から失われたこの領域を明らかにするため、王室法という言葉や、同法に関する19世紀の古い文献を掘り起こさなければならなかった。いわば、法治国家において容易に想像できない現象を通じて、ある法分野の全体（法のサブシステム）が20世紀の間に法学の分野からすっかり消滅してしまったのだった。

要するに、1917-1919年に一度難局を経験したものの、Fürstenrecht は忘却の彼方に置かれはしたが、外部の支え（上記第3の要因）によって存続することができたのである。

V. ナッソー＝リュクスンブル侯爵法の再登場と危機：2011年以後

【20】 一般に Fürstenrecht は一般国民から離れたところで展開してきたのであるが、2011年の建国記念日に「王位継承に関して男女平等原則を導入する2010年9月16日大公令⁽²⁴⁾」という名の風変わりな法令がリュクスンブル官報に公示されたことで、それは再び表舞台に登場した。一般国民およびプレスはこの法令の奇妙さばかりに囚われていたわけではなかった。多くの場合、一般国民やプレスは、大公が王位継承の順序を変更し男女平等原則を打ち立てたという法令の内容を捉えていた。それ以後、長子相続の原則に従い、女性（内親王）も同じ資格で王位につくことができる（これまでは、男性王族がまったくいない場合に、補完的な資格でのみ可能であった）。ところで、同法令の内容が極めて近代的であるとしても、その手続はまったくそうではない。それは中世の絶対王政を彷彿とさせるものである。それは、少なくとも次の3点に関わっている。

1. 同令は、何人かの王族の同意を得て、大公が定めたものである（しかし、それが誰の同意を得たのかはわからない。というのも、王室法の制定手続に関するルールは2012年まで完全に秘匿されるからである）。
2. 同令はいかなる外部の関与なく定められた。すなわち、同デクレには大臣の副署も⁽²⁵⁾、議会による承認・同意もない。

(23) L. Heuschling, « Le vol d'Icare du Fürstenrecht. L'invalidité des trois 'décrets' du Grand-Duc », *Lëtzebuurger Land*, n°26, 29 juin 2012, p. 15, consultable sur <http://www.land.lu/2012/06/29/le-vol-dicare-du-furstenrecht/>; « Le Fürstenrecht et les mariages princiers au sein de la maison grand-ducale de Luxembourg », *Journal des tribunaux. Luxembourg*, numéro d'août 2012, p. 1 ss.

(24) *Mémorial B*, n°55 du 23 juin 2011.

<http://www.legilux.public.lu/adm/b/archives/2011/0055/index.html>

3. 同令はその発案段階から秘匿されている。同令には2010年9月16日が刻印されているが、政府が大公に対して行った働きかけ（とされる）に応じて、1年後の2011年に公示された。

【21】 この最初の2010年9月16日大公令に引き続き、2つの「大公令」が2012年に発布された。この2つの大公令を通じて、大公は今日まで秘匿されてきた王室法について、全部ではないにせよその大部分を公にした⁽²⁶⁾。「近代的」あるいは「より近代的」な方式で——しかしながら、王室法の精神を否定することなく、それを近代化することは可能なのだろうか？——王室法が再出現したことによって、王室法の「合法性」および「正統性」に関する多くの問題が提起された。これらの大公令はそのままの状態、法、憲法、ヨーロッパ法および国際法に適合するのだろうか？ 議会が憲法の（全面）改正案を起草している現在、王室法を維持する必要はあるのか？

王室法の有効性については、少なくとも以下の3つの問題を提起することができる。

【22】 第1の問題は、極めて曖昧な憲法3条の定式の正しい意味は何かである。同条は、（1789年人権宣言を1958年憲法に編入したのと同じように）1783年ナッソー協約を憲法本体に「編入する」のか、あるいは自律的な外部法源の「参照（renvoi）」を認めるのか（つまり、憲法3条は、ナッソー家に自主的に王室規範の制定を許可又は授權したのか）？ 19世紀以来、（とくに、国際法の権威を考えてみれば）伝統的に第2の読解が優勢であったが、第1の読解を採用することも可能であろう⁽²⁷⁾。

【23】 第2の問題は、規範段階内部で王室規範はどの位置を占めるのかである。編入が問題となるとき、編入元の法文が編入先の法文と同じ効力（ここでは憲法上の効力）を持つことは当然である。逆に、リュクサンブールの場合のように、憲法3条が外部の新法源を創設し、それへの参照を行うものだと解釈されたとすれば、王室法の位置づけはどのようなのか？ 議会質問においてこの点が社会党のAlex Bodry議員によって問われた際、政府は伝統に反する考え方を唱えた⁽²⁸⁾。すなわち、政府によると、憲法3条は「権限の移譲

(25) これは、Paul Eyschen 首相が1907年に示した憲法45条の解釈とは異なる（後述【24】を参照）。すでに19世紀の日本では、法文で明らかにされていた。すなわち、1889年2月11日皇室典範によって、明示的に副署の必要性や（41条は、婚姻の許可には宮内大臣の副署を規定していた）、典範改正について枢密院の「諮詢」（すなわち同意）（62条）が規定されていたからである。こうして、明治40年2月11日の皇室典範改正〔実際は増補〕の勅書は、宮内大臣をはじめとする10人の大臣によって副署された。〔訳者注：なお、副署の順序は、宮内大臣（田中光顕）の方が内閣総理大臣（西園寺公望）よりも上位であった。〕

(26) Décret grand-ducal du 11 juin 2012 portant coordination du Pacte de famille du 30 juin 1783 ; Décret grand-ducal du 18 juin 2012 portant coordination du Statut de famille du 5 mai 1907, *Mémorial B*, n°51, 23.6.2012, p. 830 ss, <http://www.legilux.public.lu/adm/b/archives/2012/0051/index.html>

(27) この第1の読解は、ドイツにおける同様の憲法規定に関して自由主義憲法学者 Gerhard Anschütz が主張していたものだった。

(délégation)」(しかし、これは何の権力なのか、つまり憲法制定権力なのか!?)を定めたものである。それゆえ、このナッソー協約は厳密な意味において憲法と同等の効力を有するであろう。政府が示した驚くべき表現を引用すれば、当該協約は「第2の憲法典(Constitution-bis)」であることになろう。

この主張は、大胆なものである。それは、1868年憲法にも、リュクスンブルクの伝統にも何らの根拠を見出すことができない。外国においてさえ、この主張は非常に稀である。私の知る限り、ドイツでは1例があるに過ぎない。この考え方は、1820年12月17日のヘッセン大公国憲法(「Hessen-Darmstadt」)。これは、1918年まで通用した⁽²⁹⁾で明示的に採用されていた。王位継承および摂政に関する憲法5条において、君主が憲法5条に掲げる諸原則を補完する王室規範を制定できること、並びにそれらの王室規範が憲法上の効力を有すること(王室規範は憲法の構成要素をなしていた)が規定されていた。同じく、日本にもまた先例が存在する。それは、私がごく最近に知ったことであり、リュクスンブルク政府も知らなかった。実際、1889年憲法体制下において、憲法2条が明示していないにもかかわらず、1889年皇室典範は憲法本体と同じ効力を有するものと看做されていた。このような帰結を可能とした学説の理由づけを知るとは、たいへん興味深いことであろう。私の知る限り、ドイツでは同様の構造の条文であっても、このような帰結が主張されたことはない。何れにせよ、現在のリュクスンブルクとかつての日本との間にこのような並行関係を見いだせることができるが、その存在が予測されたことは、管見の限りこれまでなかったであろう! ところで、第2の憲法典の主張には、大いに議論の余地がある(憲法3条はむしろ、「移譲(délégation)」ではなく「委任(habilitation)」を設定するのにも見える)。ところが、大公自身は、この第2の憲法典の主張を持ち出さなかった。というのも、2012年の2つの大公令⁽³⁰⁾において、大公は憲法との関係で大公令が劣位にあることを明示的に認めたからである。

【24】第3の問題は、これら王室法の規範に対する憲法の優位性が認められるとすれば、王室法は形式および実体に関する憲法上の要請をすべて尊重するのかどうかである。この点について、疑義を差し挟むこともできるだろう。私が確認することのできた違憲理由の中から⁽³¹⁾、ここでは2つだけを援用したいと思う。憲法45条は、すべての「大公令(disposition du grand-duc)」に副署を要求している⁽³²⁾。ところで、そうした国家の事柄に関する王室規範は、「大公令」のカテゴリーに属する。この点については、1907年に首相

(28) Alex Bodry の議会質問およびそれに対する2011年7月25日の J.C. Juncker 首相の回答文書については、資料として添付している(後掲、資料1、資料2を参照)。

(29) Pour le texte, cf. F. Stoerk, *Handbuch der deutschen Verfassungen*, Leipzig, 1884, p. 237 ss ou, sur internet,

http://www.jura.uni-wuerzburg.de/lehrstuehle/dreier/verfassungsdokumente_von_der_magna_charta_bis_ins_20_jahrhundert/

(30) Voir art. 49 du décret grand-ducal du 11 juin 2012; § 13 du décret grand-ducal du 18 juin 2012.

(31) 前掲注23で引用した2つの論稿を参照。

(32) 1868年憲法(現行):「大公の命令は、責任政府の1人によって、副署されなければならない」

およびリュクサンブール最初の憲法学者である Paul Eyschen が展開していた読解を再度取り上げるにとどめたい。その読解とは、あらゆる教科書および憲法の「番人」たちの視点から失われていたものである。それは極めて明らかなことである。すなわち、上記大公令は大公家の王族に対する懲戒制度（王室内部の懲戒審理、制裁システム）を規定するものだったのである。ところが、憲法14条によると⁽³³⁾、「法律」（つまり、代議員で採択された法律）だけが刑罰を定めることができ、このことは、憲法裁判所の確立した判例によれば、刑事上の刑罰にも懲戒上の刑罰にもあてはまる。

【25】 いまのところ、3つの大公令の有効性に関するこれらの批判に対して応答はない。なぜなら、さらに裁判所の権限問題という問題が生じるからである。これらの大公令の違憲性を確認させるために、誰がどの裁判官に付託するのか？ いまのところ、この議論は憲法「改正」のレベルで行われている。Paul-Henri Meyers 議員が2009年に提起した憲法改正案⁽³⁴⁾（現在審議中）は、王室法を一部廃止し（王位継承、王族の婚姻への同意に関するもの）、その部分を憲法の定める諸規範で置き換えることを提案している。逆に、その他（とりわけ、財産、継承処分という重要な問題）について、王室法はそれが「憲法に適合していれば」維持されるであろう。王室規範はさらに、議会の承認に服さなければならないであろう⁽³⁵⁾。この改正案はいまなお審議中であるが、それはリュクサンブール大公国王室法にこれから生じるであろうことを、我々に物語っているであろう。

結語：今後の研究への視角

【26】 Fürstenrecht の問題は、以下に掲げる3つの重要な研究上の視角に取り組むことあるいはその再検討を促す点で、我々の関心を喚起する。

1. 王室法問題は、一般的な立憲主義史をよりよく解き明かすために、我々を過去に回かわせる。その中でも、王室法は（少なくとも君主制諸国において）重要であるにもかかわらず、多くの編纂史料で忘れられている側面である。
2. Fürstenrecht は、他の規範との関係において「憲法概念」を確定するという繊細な問題に、「新たな」経験的素材を提供する（これらの素材は、同問題においてほとんど取り上げられないので）。憲法に関する事柄は、まさに憲法典の下位に位置する諸規範（組織法律、通常法律）で定められるが、憲法典と同じ効力を有する法文書に

(33) 憲法14条：「いかなる刑罰も、法律によらなければ、規定することも適用することもできない。」

(34) 「憲法の修正及び新規定に関する改正案」(6030号)についての様々な資料については、議会の下記サイトを参照。 <http://www.chd.lu/wps/portal/public/RoleEtendu?action=doDocpaDetails&backto=/wps/portal/public&id=6030>

(35) 第6030号提案144条は、次のように定めている。「1783年6月30日のナッソー一家協約の諸規定は、憲法に適合している限りにおいて、並びに王侯家の間の諸関係及び大公家の私的財産の状況を規定するのに必要な限りにおいて、維持される。同協約の改正はすべて、法律によって承認されなければならない。」

においてもまた規定される。

3. 王室法問題は、比較の視点から、「王族の（特殊な？）法的地位の問題（婚姻、資産、民事身分、権利と自由など）」を検討するように我々を仕向ける。たとえば、どの点で王族の婚姻は例外的な法制度なのか、あるいはそれは例外的な法制度に値するのかという問題である。この領域は公法と私法の境界線に位置しているのであるが、そのことによって、しばしば両分野から見過されるおそれがある。

〔付記〕 本稿は、2012年9月11日に工学院大学で開催された講演会の報告原稿である。

リュック・ホイシュリンク (Luc Heuschling) 氏は、フランス・リール第2大学教授を経て、現在、リュクサンプール大学教授（憲法・行政法）である。専門は一般憲法理論であり、主著に、*Etat de droit, Rechtsstaat, Rule of Law*, Dalloz, 2002 がある。近年は、母国であるリュクサンプールの王室法に関する研究を発表している。

なお以下に示す資料も、講演原稿に添付されたものである（注⑧を参照）。

〔資料1〕1783年ナッソー協約の法的位置づけに関する Alex Bodry 議員の質問 (2011年6月21日議会質問1538号)

〔…〕

王位継承規範に関してナッソー家協約が改正されたとの通知が、大公家から出されたところ です。

王位継承における女性差別が終焉したことを喜ぶことができるとしても、そのような改正がいかなる法的効力を有するのかという問題が生じます。

今般のナッソー家協約の改正が、期待される法的効果を生みだすのに十分なものであると政府が考えているのかを、国務大臣に伺いたく存じます。

1907年8月16日法律がそれ以前の法文に法的効力を付与したのですから、今回の協約の変更も法律が承認すべきではなかったのでしょうか？

公法における法形式対等の原則^(*)は、立法措置の履践を義務づけないのでしょうか？ 法的観点および民主的観点から最も満足のゆく解決が、国家元首職の就任を規律する基本的ルールを定める憲法典の中に見出せるという理解を、政府は共有していないのでしょうか？

〔…〕

(*) 法形式対等の原則 (principe du parallélisme des formes) とは、一度なされた法的行為 (acte juridique) の変更を行うには、その制定時と同じ法形式に依らなければならないとする法の一般原則である。参照, Rémy Cabrillac (sous la direction de), *Dictionnaire du vocabulaire juridique* 2012, LexisNexis, 2011, p. 358.

〔資料2〕Alex Bodry 議員の質問(2011年6月21日議会質問1538号)に対する Jean-Claude Juncker 首相の回答(2011年7月25日)

1. 基本法第3条の文言によると、政府は、ナッソー家協約の改正(2011年6月23日メモリアルB^(**)で公示)が、期待された法的効果を生みだすのに十分であるとの意見を有している。より詳細について、政府は、第2の質問への回答に譲りたい。
2. 憲法第3条は、ナッソー家協約に明示的に言及している。当該規定は、「大公国の王位は、1783年6月30日協約、1815年6月9日のウィーン条約第71条及び1867年5月11日のロンドン条約第1条に従い、ナッソー家が継承する」と定めている。わが国の基本法構想によると、ナッソー家協約は、第2の憲法典(Constitution bis)を構成するものであり、その内容は、大公が専横的に決定する。当該協約を改正するために憲法典を改正する必要はなく、憲法典は協約改正権を大公に委任している。たとえば、協約もそれに引き続く改正もそれ自体として有効である。そのうえ、国会議員も政府も国家元首の選択に介入できないことが確認されなければならない。それは国家元首の任務であり、同じ家系で代替わりごとに引き継がれるものである。

貴議員が参照する先例、すなわち、1907年8月16日法律(1907年7月10日法律と言うべきである)では、主権者が決定したナッソー家協約改正は立法府を介在させたが、これは極めて特殊な歴史的文脈に位置づけられる。当時の議会審議によると、その時取られた立法措置が全会一致ではなかったことが明らかになっている。前掲の1907年法律案に関して、国務院はとりわけ次のことを考慮すべきとする意見を述べた。すなわち、「新規定は、大公に備わる権威のみによって、拘束的なものとなり、その有効性について法律による承認を必要としない」。ところで、Paul Eyschen 首相が立法措置を維持するために展開した主張は、次の通りであった。すなわち、当該改正は王位継承のルールの変更をもたらすものであったため、法律は協約改正を承認する目的を有しており、並びに主権者が決定した変更に対してあらゆる事態からの安定性を付与する目的を有していたのだ、と。

ナッソー家協約の憲法的性質に関する議論に基づき、政府は、同協約が憲法と同価値の効力を有するとの意見である。この性質決定に基づき、改正の諸規定は、極めて当然のことながら立法府の統制を免れ、それゆえ、何らの法律の承認にも服すべきではない。ただ、一般的な効力を示すため、政府は、協約改正規定が官報(Mémorial)に公示されるのが望ましいとの意見を有している。

(**) 本文でも登場した「Mémorial」とは、議会担当大臣の管轄下にある中央立法局(Service Central de législation)が発行するリュクサンブール大公国官報(Journal Officiel du Grand-Duché de Luxembourg)のことである。「Mémorial」には3つの分類があり、「Mémorial A」が立法関係の文書を、「Mémorial B」が行政・経済関係の文書を、「Mémorial C」が社会・非営利団体関係の文書をそれぞれ集成している。下記サイトを参照。 <http://www.legilux.public.lu/index.html>

3. 政府が前記第2点に関する見解を公表するのは、単純多数決によって採択される通常法律が、国法の段階上憲法典と同等の効力を有するナッソー家協約と同じ憲法上の効力をもちえないことを主張するためである。先例及び公法上の法形式対等原則の適用により、今般の事案について立法措置は要求されない。
4. 国家元首職への就任を規律する基本的ルール全体に安定性を与えるため、政府は、現在ナッソー家協約に含まれる当該諸規定を憲法条文に組み入れる提案に賛同しうる。